

第137号 平成30年10月発行

— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 非公開の入札情報の入手に係る最近の建設業等の事件 2
- ・ 平成31年度 土地・建設産業局関係予算概算要求の概要 12

〈機構主催の講習会〉

- ・ 機構主催の講習会 22

〈建設業行政等〉

【行政情報】

- ・ 働き方改革関連法の関係省令案要綱及び指針 26
- ・ 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂) 48
- ・ 建設工事紛争取扱状況(平成29年度) 67
- ・ 平成30年度下請取引等実態調査の実施 80
- ・ 11月は「建設業取引適正化推進月間」です 82

【監督処分情報】

- ・ 監督処分情報(7~9月) 85

〈独占禁止法関係〉

- ・ 宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社又は宮城県が発注する建設関連業務の談合事件 . 87

〈TOPICS〉

- ・ 日本版「司法取引」について 95
- ・ 公共サービス改革法に基づく「みなし公務員」が関与した贈収賄事案について . . 96

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No63 国土交通省職員が、官製談合防止法8条(職員による入札等の妨害)及び刑法197条(加重収賄)により有罪とされた事例 99
- ・ No64 姫路市建設局長等が、官製談合防止法8条及び刑法197条等により有罪とされた事例 102

〈会員紹介〉

- ・ 一般社団法人宮城県建設業協会 108

〈機構情報〉

- ・ 講習コース 112
- ・ 講習活用事例 114
- ・ 販売図書 116
- ・ 法令遵守ポスター 117

(特 集)

- ・ 非公開の入札情報の入手に係る最近の建設業等の事件 2
- ・ 平成31年度 土地・建設産業局関係予算概算要求の概要 12

特集 1

非公開入札情報の入手に係る最近の建設業等の事件

1. はじめに

表記については、CITIO4月号にも、トピックス「中小建設業の入札契約を巡る事件」として、昨年度下半期に起きた刑法の公契約関係競売入札妨害罪（以下「入札妨害罪」といいます。）に係わる中小建設業の事件をいくつか紹介しましたが、その後、大手ゼネコンが東北農政局の入札を巡って非公開の入札情報を入手する等した事案について、公正取引委員会が独占禁止法の不公正な取引方法（競争者に対する取引妨害）として排除措置命令を発した事件も発生しました。

また、中小建設業に係る入札妨害罪事件も引き続き頻発しています。

そこで、改めて警鐘を鳴らす意味で、上記独禁法違反事件と併せて、最近のいくつかの非公開（未公表を含む。以下同じ。）入札情報を入手したことによる事件（4月号で紹介した事件のその後の顛末も含め）を紹介し、非公開入札情報を入手することの危険性について報告をいたします。

なお、ここで紹介する事件は、直近1年ほどの間に発生した事件その他の最近のトピック的と思われる事件です。

2. 刑法の入札妨害罪事件（併せて官製談合防止法違反事件）

各県の警察本部は、公務員の不正追及の観点から、官製談合防止法違反に係る公務員の摘発に力を入れています。官製談合防止法というのは略称で、正式には「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」であり、必ずしも談合に関与した場合だけでなく、非公開の入札情報を漏洩するなどして公正を害した場合も含まれることとされています。

この官製談合防止法違反による公務員側の不正行為には、その相手方として非公開情報を入手した事業者の存在があり、同法違反と併せて、事業者側に刑法の入札妨害罪が適用されることが多く、いわば両罪がセットになって摘発される事案が多発しています。

なお、(1)の事件のように事業者側も官製談合防止法違反で処断された例（身分なき共犯）、(9)の事件のように公務員側も入札妨害罪で逮捕された例（共同正犯）も見られます。

こういった事件では、単に刑事事件として処断されるばかりでなく、発注者

からの指名停止、建設業法の監督処分（代表権のある役員の場合は1年間の、代表権のない役員や令3条使用人の場合は120日以上、その他の場合は60日以上）の営業停止処分）といったペナルティも併せて課されます。以下では、現時点までに行われたペナルティについてもいくつか付言します。

(1) 兵庫県姫路市の橋梁補修工事に係る事件

～事業者も官製談合防止法違反で処断～

平成26年11月と平成27年5月の2回にわたり、姫路市のG建設局長が、それぞれ灘浜大橋橋梁補修工事の入札に際し、建設関係の仕事に携わるAに、局長室で、最低制限価格を算定する基準となる設計金額を教え、Aは、別の建設会社にその金額を教え、当該建設会社が、それぞれ、最低制限価格に近接する価格で入札し、落札した。

Aは、建設業者に設計金額の情報を提供して収入を得ており、また、本件工事に下請けとして参加したい意図もあった模様。

平成29年4月の神戸地裁判決では、GとA両方について、「法令の適用について、官製談合防止法違反と刑法の入札妨害罪の2つの罪名に触れるが、重い方の官製談合防止法で処断する」、としている。入札妨害罪は3年以下の懲役又は250万円以下の罰金であるの対し、官製談合防止法違反は5年以下の懲役又は250万円以下の罰金とされているからだ。

事業者側が官製談合防止法で処断されたのは珍しい事例。いわゆる身分なき共犯である。

なお、Aは、局長室で、G局長に2件の設計金額の入手の謝礼として、いずれも50万円ずつ計100万円渡していた。両者は、それぞれ収賄罪、贈賄罪でも処断された。

その両罪も含め、Gは懲役2年6月、執行猶予4年、Aは懲役2年、執行猶予4年、追徴金100万円(GはAに100万円返還済みのため)の判決を受けた。

姫路市では、この事件に先立ち、同市発注の道路整備工事の一般競争入札を巡り、同市道路整備改善課長HがT社のT社長に、最低制限価格の算定基準となる設計金額を漏洩し、その謝礼として現金60万円を受け取っていたとして、Hが収賄罪で、Tが贈賄罪で逮捕されていた（なお、こちらの事件も、平成28年12月、神戸地裁から、Hが懲役2年6月、執行猶予5年、追徴金60万円、Taが懲役2年、執行猶予5年の判決を受けている。）。

(2) 岡山市の小学校の遊具修繕工事等に係る事件

～随意契約の見積合わせに係る事件～

平成25年7月に実施した小学校遊具修繕工事の随意契約を締結する相手方を決定する見積合わせに際し、岡山市教育委員会事務局副主査Kは、建設会社S社社長Mに対し、同修繕工事の許容価格を少し下回る金額を見積金額として

鉛筆書きした見積書と、落札意欲のない相見積もり業者用の見積用紙を渡した。

M 社長は相見積もり用の業者として別の建設会社を提案し、K 副主査は、その業者を相見積もり業者に選定した。

その後、M 社長は、指示された額で見積書を提示し、相見積もり業者に選定された別の建設会社はこれを上回る見積金額を提出し、結果、S 社が契約者になった。

これと同様の行為を、平成25年11月の小学校遊具修繕工事、平成26年6月の中学校バスケットコートライン引替、平成27年6月の中学校バスケットコートライン引替の随意契約において行っていた（相見積もり業者は、別の業者）。

平成27年8月、岡山県警は、上記の小学校の案件で、K を官製談合防止法違反、M を入札妨害罪違反の疑いで逮捕した（その後同月に上記の中学校の案件で再逮捕）。

平成28年5月、岡山地裁は、K の行為により S 社が許容価格にきわめて近接した価格で契約しており、「入札の公正さが大きく損なわれている」として、K に対して官製談合防止法違反で懲役1年2月、執行猶予3年の判決を、M に対して入札妨害罪で懲役10月、執行猶予3年の判決を下した。

(3) 千葉市の下水道施設の設計業務に係る事件

～証拠隠滅罪も引き起こした事件～

平成26年7月に実施された、千葉市下水処理場南部浄化センター及び村田雨水ポンプ場の機械や電気設備更新設計業の入札業務で、市の下水道施設建設課主査 M は、予定価格をコンサルタント会社 N 社の部長 K らに漏らし、入札の結果、いずれも N 社が落札した。

千葉市では予定価格から最低制限価格を算出する方法が公表されており、予定価格を知ればある程度最低制限価格を推測できた。

平成28年1月、千葉県警は M 主査を官製談合防止法違反の容疑で、K 部長らを入札妨害罪の容疑で逮捕した。

さらに県警は、N 社の執行役員 S を、証拠隠滅罪の容疑で逮捕した。これは、K らが県警の取り調べを受けていることを知った S 執行役員が不正入札を隠すために改めて偽の内訳書を作成し、県警に提出したとのこと。

平成28年7月、千葉地裁は、M に官製談合防止法違反で懲役1年6月、執行猶予4年の、N 社の K らに入札妨害罪で懲役1年6月、執行猶予4年の判決を下した。

また、これに先立つ5月、N 社の執行役員 S らは、証拠隠滅罪で懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を受けた。

なお、N 社は、関東地方整備局から60日間の建設コンサルタント登録の停止措置（建設業の指名停止に相当）を受けている。

(4-1) 滋賀県米原市の認定こども園の調理場拡張工事に係る事件

平成28年11月に行われた米原市の認定こども園調理場拡張工事の一般競争入札で、同市のこども未来部保育幼稚園課主査が建設会社 Na 社の社員に最低制限価格の目安となる金額を教え、Na 社が最低制限価格をわずかに上回る価格で落札した。

滋賀県警は、平成29年11月、主査を官製談合防止法違反容疑で、Na 社の社員と代表を入札妨害罪容疑で逮捕した。

そして平成30年2月、大津地裁は、主査に官製談合防止法違反で懲役1年6月、執行猶予3年、Na 社の2人に入札妨害罪で懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を下した。

Na 社から3月に廃業の届出があり、同月、滋賀県知事が建設業の許可を取り消した。なお、主査は失職した。

(4-2) 滋賀県米原市の認定こども園の電気設備工事に係る事件

～落札できなかった事件で逮捕～

平成28年8月に実施された米原市の認定こども園の電気設備工事の一般競争入札で、同市の元こども未来部長 I が、電気工事会社 No 社の代表取締役 N に最低制限価格などを教えたとして、滋賀県警は、平成30年4月、I と N の2人を、入札妨害罪の容疑で逮捕した。No 社は最低制限価格に近い価格で入札したが、別の業者が落札した。

さらに滋賀県警は、同年5月、平成25年8月に実施された別の認定こども園の電気工事でも、I (当時市の健康福祉部理事) が No に、設計金額や最低制限価格を教えたとして、今度は2人を官製談合防止法違反容疑で逮捕した。この入札では、No 社が落札している。

なお、I 元部長は、旅行券10万円分を N から受け取ったとして、収賄罪でも逮捕されている(贈賄側は時効)。

No 社は、近畿地方整備局から、4ヶ月の指名停止を受けた。

(5) 千葉県での排水路工事に係る事件

平成29年11月、千葉県警は、千葉県発注の排水路工事の一般競争入札で予定価格などを漏らしたとして、県東葛飾土木事務所の前所長 Sm と同事務所前課長 Sy を官製談合防止法違反容疑で、O 社の元取締役 T を入札妨害罪容疑で逮捕した。

Sm と Sy の2人は、T に予定価格や調査基準価格を漏洩し、O 社はこれを元に入札に参加し、落札していた。

Sm と T が起訴され、Sy は略式起訴で、千葉簡裁が罰金80万円の略式命令を出した。

平成30年3月、千葉地裁は、Sm に官製談合防止法違反で、T に入札妨害罪で、それぞれ懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を下した。

なお、千葉県と松戸市は、当初 T の逮捕を受けてそれぞれ12ヶ月の指名停

止措置を講じていたが、判決において T が主体的に犯行を行ったことが明らかになったことから、いずれも 24ヶ月に延長している。関東地方整備局は4ヶ月の指名停止。

(6) 高知県南国市の遊歩道補修工事、農道整備工事に係る事件

～随意契約の見積合わせでも、落札できなかった入札でも～

平成30年1月、高知県警は、南国市の遊歩道補修工事の随意契約で、前副市長 Y が K 社の代表 T に契約金額に関する情報を漏らしたとして、Y を官製談合防止法違反容疑で、T を入札妨害罪容疑で逮捕した。

同市の随意契約では3業者から相見積もりをとることになっていたが、Y 副市長は T 代表に3通りの数字が書かれた見積書3枚を渡し、T はそのうち最も低い金額が書かれた見積書に K 社の名前を書き込んで提出したとのこと。

さらに同年2月、県警は、南国市の農道整備工事の一般競争入札でも、Y が T に設計金額を漏らした疑いで、Y と T を同容疑で再逮捕した。

なお、この入札では、最低制限価格で数社が並び、抽選の結局、T の K 社は落札できなかったとのこと。

さらに県警の追求は進み、T は Y に見返りに居酒屋などで接待を繰り返していたとして、Y を収賄容疑で、T を贈賄容疑で再逮捕した。

同年9月、高知地裁は、Y に収賄罪と官製談合防止法違反で懲役2年、執行猶予4年、追徴金約45万円、T に贈賄罪と入札妨害罪で懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を下した。

なお、高知県及び南国市は、K 社に対し、それぞれ12ヶ月の指名停止をした。

(7) 新潟県佐渡市の配水管設計業務に係る事件

～指名競争入札に係る事件～

平成30年1月、新潟県警は、新潟県佐渡市の配水管設計業務の指名競争入札で、予定価格を漏らしたとして、同市建設部上下水道課の S 主任と、落札したコンサル会社 Si の O 所長を官製談合防止法違反などの容疑で逮捕した。

同年5月、新潟地裁は、予定価格を漏らして入札の公正を害したとして、S に官製談合防止法違反で懲役1年6月、執行猶予3年の、O に入札妨害罪で懲役1年、執行猶予3年の、それぞれ有罪判決を下した。

北陸地方整備局は、Si 社に対し、60日間建設コンサルタント登録を停止した。

(8) 千葉市の跨線橋補修工事、県道舗装工事に係る事件

～技術評価点の漏洩もあった事件～

平成30年2月、千葉県警は、千葉市発注の跨線橋補修工事の制限付き一般競争入札で、工事価格などを業者に漏らしたとして、同市緑土木事務所長 U を官製談合防止法違反容疑で、I 社の社員 Ik を入札妨害罪容疑で逮捕した。

Uは、Ikに対し、工事価格のほか、他社分も含む技術評価点なども漏らしていたとのこと。

I社は、工事価格などから算出した最低制限価格に近い額で入札し、落札した。

さらに同年3月、県警は、千葉市発注の県道舗装工事の制限付き一般競争入札でも工事価格などを漏らしたとして、UとI社のIk、さらに同社の社長Itを逮捕した。

U（当時街路建設課長）は、予定価格の元となる工事価格や技術評価点を漏らしており、I社を含むJVともう一つのJVが入札に参加したが、I社を含むJVは、価格は高かったが、技術評価点で上回り、落札した。

同年5月、千葉地裁は、Uに対し懲役1年10月、執行猶予3年の、I社のIk、Itの両名に対しいずれも懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を下した。

なお、I社は、千葉県及び千葉市からそれぞれ24ヶ月の、関東地方整備局から4ヶ月の指名停止を受けた。

(9) 大阪府枚方市の学校改修工事等5件に係る事件

平成30年5月、6月、大阪府警は、大阪府枚方市発注の学校改修工事、学校解体工事の一般競争入札等で同市教育委員会職員Fが最低制限価格の算出根拠となる価格情報をT社社長Kに漏洩したとして、FとKをいずれも入札妨害罪容疑で逮捕した。

T社は5件とも落札していた。

さらに6月、情報漏洩の見返りにFがKから290万円受け取っていたとして、贈収賄罪容疑で再逮捕した。

(10) 青森県の土地評価業務に係る事件

平成30年7月、青森県警は、弘前市の県道拡幅工事の土地評価業務での指名競争入札を巡り、県中南地域県民局用地課長Jを官製談合防止法違反などの容疑で、不動産鑑定業者SとCを入札妨害罪の容疑で逮捕した。

その後同月、J課長は官製談合防止法違反と入札妨害罪で、Sは入札妨害罪で起訴された。Cは起訴猶予となった。

J課長は、鑑定業者Sらが有利になるよう選定案を作り、また、非公表の入札参加業者をSに教えた、とされる。当該入札では、SもTも落札した。

同年10月、青森地裁は、Sに入札妨害罪で懲役1年2月、執行猶予3年の有罪判決を下した。

(11) 宮城県栗原市のくりはら交流プラザ改修工事に係る事件

～間接的に情報を得た業者も逮捕された事案～

平成30年7月、宮城県警は、同年2月に宮城県栗原市が発注したくりはら交流プラザの改修工事の制限付き一般競争入札を巡り、同市のSa建設部次長を官製談合防止法違反容疑で、市内の設備会社Y社のY専務と建設会社M社

の Sh 社長を入札妨害罪容疑で逮捕した。

交流プラザの建築改修工事については、Sa 次長が Y 専務に最低制限価格を算定する基準となる設計価格を漏らし、Y が M 社の Sh 社長に伝えたとみられている。M 社は最低制限価格で応札し、落札した。

交流プラザの機械設備改修工事については、Sa 次長が Y 専務に設計価格を漏らし、Y 社が最低制限価格をわずかに上回る価格で応札し、落札した。

さらに捜査は進み、Sa は自宅台所の改修工事で Y から改修費用 10 万円余を免除される利益供与を受けたとして、Sa が収賄罪容疑で、Y が贈賄罪容疑で再逮捕された。

宮城県は Y 社、M 社を 10 ヶ月の指名停止に、東北地方整備局は Y 社を 5 ヶ月、M 社を 3 ヶ月の指名停止に処した。

(12) 福岡県鞍手町の下水道事業の実設計に係る事件

～町長の関係した事件～

平成 30 年 7 月、福岡県警は、鞍手町が発注した下水道事業の 2 つの実設計の指名競争入札に絡み、同町 T 町長、測量設計会社 N 社の F、T 社の I を、官製談合防止法違反と入札妨害罪の容疑で逮捕した。

上記入札に際し、T 町長は最低制限価格や予定価格を F、I に漏洩したとのこと。N 社、T 社がそれぞれ落札した。

さらに同月、別の下水道事業の設計に係る指名競争入札に絡み、最低制限価格を漏らしたとして、T 町長と A 社の K、無職 U を官製談合防止法などの違反容疑で逮捕した。

8 月には、T から 3 人が、入札情報を漏らす見返りに 150 万円を受け取ったとして、加重収賄罪容疑で逮捕された（贈賄側は時効）。

(13) 奈良県葛城市の道の駅かつらぎの整備工事に係る事件

平成 30 年 7 月、奈良県警は、葛城市発注の道の駅かつらぎ整備工事の一般競争入札に絡み、同市の I 前副市長を官製談合防止法違反容疑で、E 社の元役員 K を入札妨害罪容疑で逮捕した。

I 前副市長は、K に入札公告前に、工事内容を記した書類を漏洩し、E 社の技術評価点を他社より高くするように部下に指示したとのこと。K はその入札情報を元に落札した。

なお、I と K は、道の駅を巡る住民監査請求で、請求結果を漏洩していたとして、地方公務員法（守秘義務）違反容疑(K はその教唆。いわゆる身分なき共犯)ですでに逮捕されており、これが再逮捕だった。

9 月には、道の駅周辺の道路改良工事の入札を巡り、同市の建設課課長補佐 F が K に、入札公告前の資料のほか、技術評価における加点項目、評価基準を漏洩したとして、F を官製談合防止法違反容疑で逮捕、K を入札妨害罪容疑で再逮捕した。

3. 不公正な取引方法に係る独占禁止法違反事件

従来、入札を巡る独占禁止法違反事件としては、入札談合による不当な取引制限（第3条）に係る事件がほとんどでしたが、今年6月、非公開の入札情報を入手したことをもって不公正な取引方法（第19条）（競争者に対する取引妨害）として措置される事例が発生しました。

＜農水省東北農政局に係る事件＞

F社は、平成24年4月以降、東北農政局の施工体制確認型総合評価方式による一般競争入札によって発注する土木工事について、F社に再就職した元農政局職員を通じて、土地改良事務所の評価担当職員に、技術提案の内容についての添削や助言を受けていた。

F社は、この添削等を踏まえて技術提案書を作成して東北農政局に提出し、さらに評価担当職員から入札参加申請者の技術評価点・順位を教えてもらい、その上で入札し、2件落札した。

平成30年6月、この行為が、他の入札参加者と農水省との取引を妨害したとして、公正取引委員会からF社に対し、排除措置命令が出された。

また、この審査過程で、建設業者10社に在籍する元農政局職員が、入札前に相互に入札参加の意向を確認し合っていたことが、独禁法第3条の不当な取引制限違反につながるおそれがあるとして、同月、公正取引委員会が注意を行った。

不公正な取引方法に係る独禁法違反では、不当な取引制限（入札談合）と異なり、刑事告発はない。また、不公正な取引方法のうち、今回のような競争者に対する取引妨害は、不当な取引制限や、共同の取引拒絶、不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法とは異なり、課徴金が課されることはない。

しかし、指名停止や建設業法の監督処分（30日以上営業停止処分）はあり得、すでに東北農政局、東北地方整備局は1ヶ月の、宮城県は8ヶ月の指名停止をF社に行った。

4. まとめ

以上のように、建設業等の入札契約を巡っては、独禁法の不当な取引制限（入札談合）又は刑法の談合罪と認定されない場合であっても、刑法の入札妨害罪（又は官製談合防止法違反）に当たり、あるいは独禁法の不公正な取引方法（競争者に対する取引妨害）に当たるとして、非公開の入札情報を入手したこと等をとらえて、様々な事件化が行われています。

したがって、業界の方々には、まず、入札談合さえしなければ大丈夫とは思わず、営業活動の一環と思って入手した情報であっても、これが非公開情報である場合、他の競争者の入札の妨害であり、入札の公正を害し、又は不公正な取引方法（競争者に対する取引妨害）に当たると認定され、刑事事件又排除措

置命令（さらにこれらに伴い、指名停止や建設業法の監督処分といったペナルティも）に至るケースがあることをまず認識しなくてはなりません。

その上で、以下、特に入札妨害罪で刑事事件になったケースを基に、留意すべき事項を何点か指摘させていただきます。

（１）入札妨害罪の「公の入札」

刑法の入札妨害罪の構成要件は、「公の入札」で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をすることです。

「公の入札」には、はっきりとした定義規定はありませんが、まず、国、地方公共団体の入札がこれに当たります。

独立行政法人等の公的な団体の入札については、刑法では明確に規定されていませんが、一方で官製談合防止法では、同法の対象職員というのは、同法第2条第2項の特定法人（独立行政法人や高速道路会社等の国や地方公共団体が2分の1以上出資している団体等）の職員も含むこととされています。（5）のとおり、官製談合防止法違反は、官側の職員のみならず、情報漏洩に関与した事業者を「身分なき共犯」で処罰することがあるので、この特定法人による入札も、官製談合防止法の対象となる以上、同様に刑事罰の危険があると考えべきです。

なお、「入札」というのは、指名競争入札や一般競争入札に限らず、見積合わせのような随意契約の前段階の競争行為も、ここでいう「入札」と解されています。2（2）の岡山市の事件、2（6）の南国市の事件がそうです。すでに入札妨害罪で有罪判決が出ています。

一方、独禁法の不公正な取引方法には、「公の入札」という要件はありません。たまたま3の事件は東北農政局という国の発注に係るものでしたが、独禁法は公正で自由な競争の促進を目的としていますので、民間の発注も対象になります（この点は不当な取引制限（入札談合）でも同じで、こちらもリニア談合事件のように民間の発注も対象になります。）。

（２）入札妨害罪の「偽計により・・・公正を害する」

刑法の入札妨害罪の構成要件である「偽計（又は威力）を用いて・・・公正を害する」、とはどのような行為でしょうか。

様々なケースがありますが、典型的には最低制限価格やその算出の基礎となる設計価格などの価格情報を得ることです。最低制限価格がわかると、その価格で入札すれば、かなりの確率で落札できるからです。

ほかにも、予定価格、総合評価方式の場合の評価点、入札参加業者名などの入手も当たるとされている例もあります。これらは入札談合のための情報入手のこともあるでしょう（例えば、平成24年の高知談合事件）が、入札妨害罪においては、談合のためかどうかは問いませんので、談合の有無にかかわらず、事件化されています。

公務員側の例としては、上記情報を漏らすことのほか、業者の選定に不正を

したり、(独禁法事件の例ですが)事業者の技術提案書を添削してあげたりしたケースもあります。

さらに2(2)、(6)の事件のように、公務員側が見積金額を指示し、事業者側は指示に従って見積金額を出したという事件もありました。

(3) 逮捕事案になること

独禁法の入札談合事件では、そもそも刑事告発に至らないケースもあり、その場合、公正取引委員会は、審尋や立入検査などの行政調査を基に処断し、逮捕はありません。

重大な独禁法違反事件で、刑事告発相当と疑うに足る相当の理由があれば、公取は犯則調査を行うことができ、その場合、裁判官の許可状を得て、臨検、捜索、差し押え等ができますが、逮捕まではできません。

ただし、橋梁談合事件、名古屋地下鉄談合事件のように、刑事告発後に検察が逮捕するということはあり得ます。なお、今度のリニア事件で刑事告発前に関係者が逮捕されたのは、公取の調査とは別に平行して検察が捜査を進めていたからです。

一方、刑法の入札妨害罪、官製談合防止法違反は、公取の専属告発に係るものではなく、警察が直接捜査に動きますので、逮捕に至る事案がほとんどです。2に挙げた事件は全てそうでした。この点が大きな違いです。

(4) 落札が要件でないこと

2(4-2)、(6)の事件のように、非公開情報を得て入札に臨んだ結果、落札したことが必ずしも入札妨害罪の要件になっていません。逆に言えば、落札できなかったから大丈夫、というわけでもないのです。

(5) 罪名

入札妨害罪の場合、事業者側が同罪で、公務員側が官製談合防止法違反で処断されるケースが多いのですが、2(1)姫路市のケースのように、事業者側も官製談合防止法で処断されたこともあります。身分なき共犯です。

官製談合防止法違反とされた方が量刑が重い(同法違反は5年以下の懲役、入札妨害罪は3年以下の懲役)ので、理論上は官製談合防止法違反で判断された方が事業者にとって不利とは言えるのですが、具体の量刑で、それがどの程度影響したかはわかりません。

逆に、2(9)の事件のように公務員側も入札妨害罪容疑で逮捕されたケースもあります。

特 集 2

平成31年度 土地・建設産業局関係予算概算要求の概要

平成30年8月に国土交通省が公表した平成31年度土地・建設産業局関係予算概算要求概要のうち、建設市場の環境整備に係るものについて、以下に掲載します。

主な内容は、働き方改革の推進、担い手の確保・育成及び生産性向上の推進を通じた建設産業の活性化に資するための予算要求内容となっています。

1. 建設市場の環境整備

(1) 建設産業の働き方改革の推進

127 百万円（前年度 83 百万円）

うち優先課題推進枠 127 百万円

第196回通常国会における働き方改革関連法の成立（平成30年6月29日）に伴い、建設業については、平成36年4月より、時間外労働の上限規制が適用されることとなった。

当該規制の適用に当たっては、建設業の担い手（技術者・技能者）の確保・育成やその活用を図るための制度的な対応、生産性向上等を推進することや、発注者を含めた関係者の意識醸成を図ることなど、5年の猶予期間を待つことなく取組を進めることが不可欠である。

<内 容>

○民間発注工事等における働き方改革の推進

民間発注団体や建設業団体等と連携した関係者による推進体制を構築し、公共工事の取組（週休2日を前提とした適正な工期設定、施工時期の平準化、施工のICT化等）が浸透するよう、以下の施策を実施。

- ・民間発注工事における工期の設定方法や発注手続の現状等について、元請一下請間の実態把握を行うため、中小零細の専門工事業の実態調査を実施。
- ・週休2日確保や工期適正化等に取り組む民間発注者を対象に先導的モデル事業の事例集を拡充するほか、民間発注者に対する専門家派遣を通じた契約図書の作成支援を実施。
- ・民間工事における生産性向上の方策（BIMの活用等）を検討。

○建設技術者の働き方改革の推進

建設技術者の長時間労働の是正に向けて、専門工事共同施工制度（仮称）創設に向けた施工体制の実態調査・分析検討や、現場技術者の配置合理化に向けた事例調査・検討を行うとともに、担い手確保のための若手技術者の活用の方策の検討を行う。

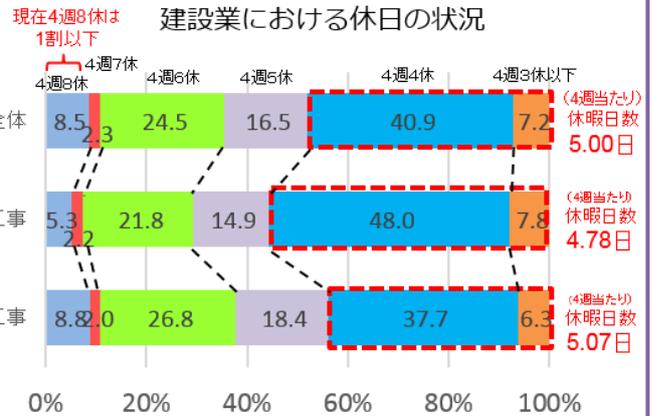
○建設業許可等の電子申請化に向けた検討

建設業許可申請や経営事項審査申請において、現在書面で行われている手続について、申請書類等の簡素化を図るとともに、将来的な電子申請化に向けての課題等に関する検討調査を実施。

○建設業を取り巻く現状

建設業は全産業平均と比較して年間 300 時間以上長時間労働の状況。

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

出典：日建協「2017 時短アンケート(速報)」を基に作成

⇒建設業の担い手の確保・育成等のため、働き方改革を推進する必要

○民間発注工事等における働き方改革の推進

元請一下請間の実態把握

週休2日事例集の作成・
発注図書作成支援

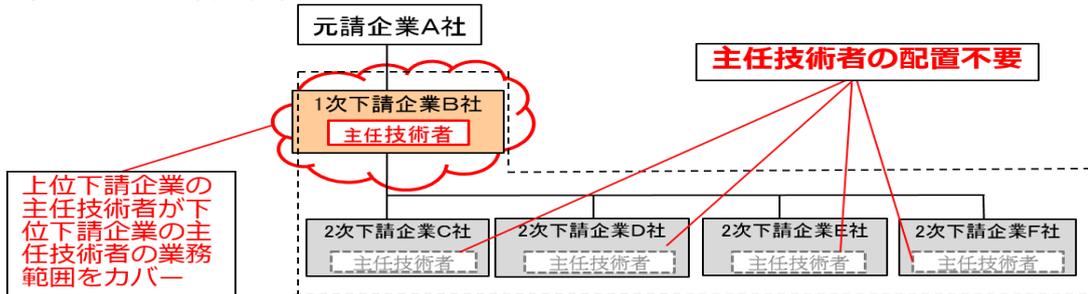
生産性向上の取組強化

全国の民間発注工事現場への普及・改善

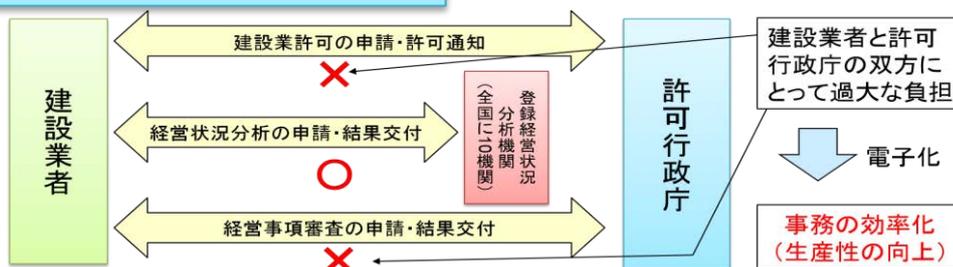
国交省・民間発注団体・建設業団体等が連携

○建設技術者の働き方改革の推進

<専門工事共同施工制度（仮称）のイメージ>



○建設業許可等の電子申請化に向けた検討



(2) 建設産業の担い手確保・育成

誰もが安心して働き続けられる環境整備

100 百万円（前年度 57 百万円）

うち優先課題推進枠 100 百万円

建設業の担い手の確保・育成に向け、女性活躍の推進、社会保険加入の徹底・定着に取り組むとともに、「建設リカレント教育」による建設技能者の効果的・継続的な技能習得と技能・経験に応じた適正な処遇の実現を図っていく。

<内 容>

○女性活躍の推進

建設業における女性活躍の機運をさらに高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍に取り組める環境を整備する。

- ・「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の策定（H26.8）から5年が経過することから、計画の総括や新計画策定に向けた検討を実施
- ・女性活躍を推し進める団体の連携をサポート

○社会保険加入の徹底・定着

社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとする建設業法の改正を見据え、下請まで社会保険加入を徹底し、着実に法定福利費を行き渡らせるため、以下の取組を実施する。

- ・社会保険制度に関するセミナーや「建設キャリアアップシステム」を活用した社会保険加入対策の実施
- ・法定福利費の更なる見える化の推進や法定福利費等の支払状況の実態調査の実施

○建設リカレント教育の推進

建設技能者の育成のため、ICT等を活用し効果的・継続的に技能訓練・学び直しを行う「建設リカレント教育」を推進するとともに、習得した技能や就業経験に基づき建設技能者が評価され適正な処遇を受けられるよう環境を整備する。

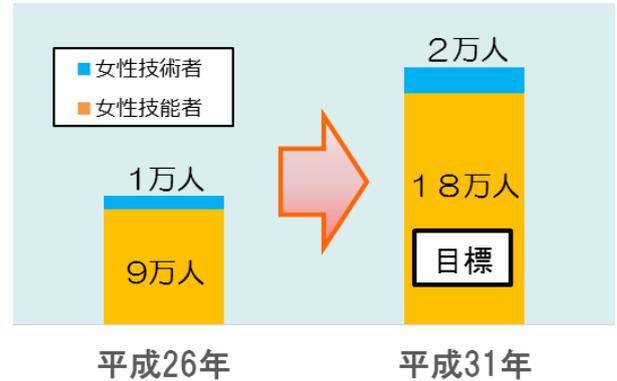
- ・人材育成の効果的なニーズ・手法について調査・検討（業界団体等）
- ・「建設キャリアアップシステム」を活用し、建設技能者の効果的な人材育成、技能や経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備を推進
- ・建設技能者の育成等に取り組み、施工能力等が高い専門工事企業が、適正に評価されるための、専門工事企業の見える化の導入を推進

女性活躍

「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(H26.8) 主なポイント

- ・ 建設業界を挙げて女性の更なる活躍を歓迎
- ・ 教育現場（小・中・高・大学等）と連携した建設業の魅力ややりがいを発信
- ・ 長時間労働の縮減や計画的な休暇取得など、女性も働きやすい現場をソフト面で整備
- ・ 女性も活用しやすい教育訓練の充実や、活躍する女性の表彰
- ・ 女性の活躍を支える地域ネットワークの活動を支援

【目標】 女性技術者・技能者を5年で倍増



社会保険加入

＜企業単位・3保険の加入割合の推移＞

H23.10	84%
H24.10	87%
H25.10	90%
H26.10	93%
H27.10	96%
H28.10	96%
H29.10	97%

下請の次数が上がるほど加入割合は低下

元請: 98.2%
1次下請: 97.4%
2次下請: 94.4%
3次下請: 90.5%

＜法定福利費を全額受け取れた工事の割合＞

	元請	一次下請	二次下請	三次以降
公共	59.2	49.1	43.7	41.7
民間	44.1	43.4	38.5	25.6

(単位)%

※公共事業労務費調査（平成29年10月調査）

※平成29年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

建設リカレント教育

＜映像等を活用した技能訓練＞



技能訓練を受け、現場での経験や知識・技能等を継続的に蓄積し、効果的なキャリアアップを目指す



クリックすると技能訓練が始まります

『建トレ』Webサイト

＜建設キャリアアップシステムの活用＞



建設職人の安全・健康の確保の推進

22 百万円（前年度 20 百万円）

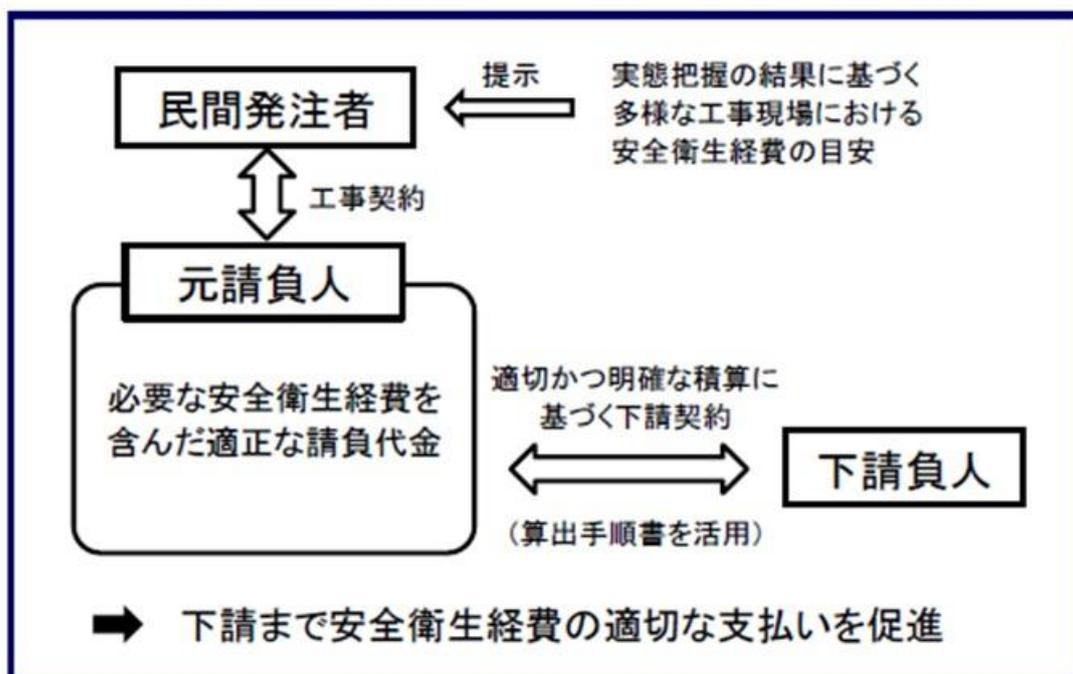
建設工事の現場での災害により、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体で年間約 400 人もの尊い命が失われている。このような状況の下、平成 28 年 12 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立（平成 29 年 3 月 16 日施行）し、本法に基づく基本計画が平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された。

この基本計画に基づき、今年度、安全衛生経費の定義付けや実態把握、下請まで適切に支払われるような施策の検討を行っているが、来年度はそのフォローアップを行いつつ、安全衛生経費の算出等を支援する施策により、その適切な支払いを促進する。

<内 容>

- 安全衛生経費の適切かつ明確な積算、明示及び支払いの促進
 - ・安全衛生経費が下請まで確実に支払われるような施策のフォローアップ
 - ・安全衛生経費の算出手順書の作成
 - ・民間発注者向けの安全衛生経費の目安の提示 等

◎安全衛生経費の適切かつ明確な積算、明示及び支払いの促進



建設分野における外国人受入れの円滑化・適正化

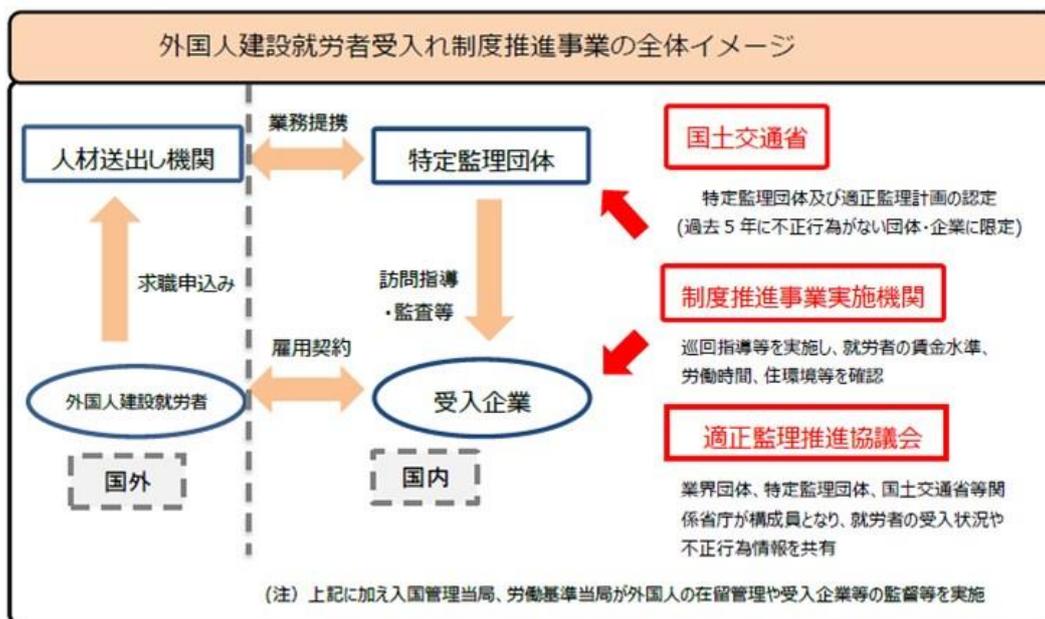
240 百万円（前年度 81 百万円）
うち優先課題推進枠 240 百万円

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連等の建設需要に適確に対応するため、平成 26 年 4 月 4 日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」がとりまとめられ、平成 27 年 4 月から当該緊急措置の対象となる外国人材の受入れを行っている。外国人の受入数は年々増加していることから、より充実した監理を実施するとともに、外国人が社会の一員として円滑に生活できるよう受入れ環境の整備を進め、建設分野における外国人受入れの更なる円滑化及び適正化を実現する。

※ 本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針）において、新たな在留資格の創設によって、外国人材の受入れを拡大していく方針が示されたところ。建設分野についても、新たな制度を活用した外国人材の受入れについて検討を進めている。

<内 容>

- 巡回指導・母国語相談
受入企業等に対する巡回指導や、外国人本人に対する母国語による相談等を実施
- 外国人建設就労者の管理システムの運営
外国人建設就労者の受入状況把握・共有のための管理システムを運営
- 外国人建設就労者の実態把握調査
外国人建設就労者の受入状況（賃金水準を含む）について調査を実施
- 適正監理推進協議会の運営 等



地方の入札契約改善推進事業

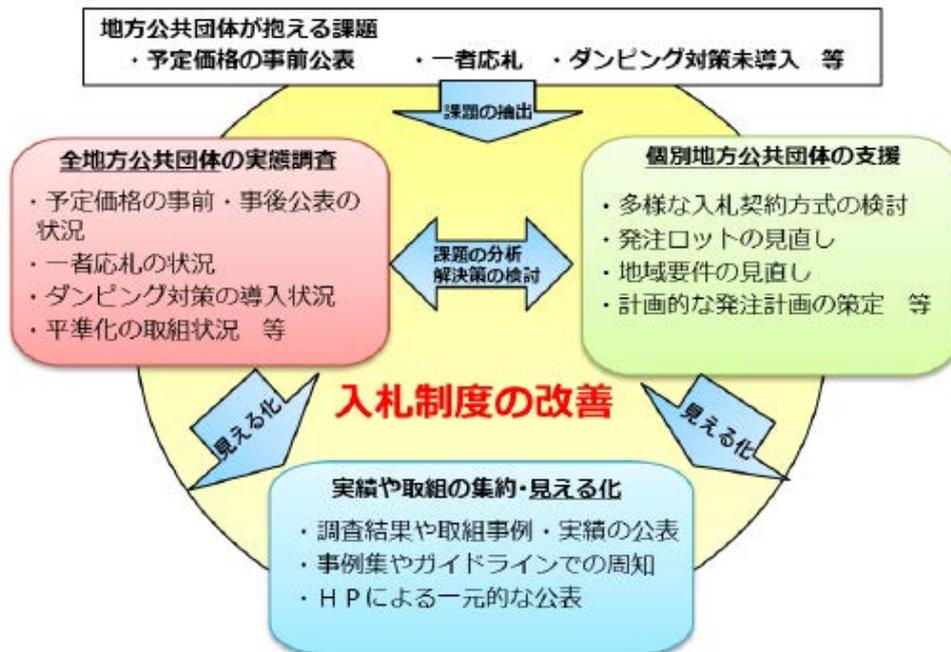
98 百万円（前年度 96 百万円）

改正担い手3法の施行を受け、法の趣旨を現場レベルでより一層浸透させていくため、全ての地方公共団体に対して、予定価格の事前・事後公表やダンピング対策、一者応札等の状況について調査等を実施し、地方公共団体毎の取組を「見える化」するとともに、個別の地方公共団体に対して、専門家派遣等を通じて実務的な支援を実施する。これらにより、地方の入札契約の改善を図り、公共工事の将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を推進する。

<内 容>

- 担い手3法に基づく取組全般の悉皆調査
 - ・ 予定価格の事前・事後公表、ダンピング対策、一者応札等の取組の運用状況調査
- 個別の地方公共団体の取組の支援
 - ・ 取組が遅れている地方公共団体に対する専門家派遣等による実務的な支援
- 取組の「見える化」
 - ・ 調査結果の公表や事例集での周知等、地方公共団体の取組の「見える化」推進

取組の枠組み



(3) 建設産業の生産性向上の推進

多能工化の推進、企業活動の継続促進

70 百万円（前年度 60 百万円）

うち優先課題推進枠 40 百万円

中小・中堅建設企業は、限られた投資資金の中で生産性向上に向けた取組が求められるとともに、経営の効率化や後継者不足による事業承継への対策も課題となっている。

そのため、人材の有効活用を図りつつ生産性向上に有効な手段の一つである多能工化を推進するとともに、建設業許可の見直し等を盛り込んだ建設業法改正を見据え、地域の企業間の連携による経営の効率化や事業承継への対策を講じることにより、地域における中小・中堅建設企業の実業性向上を推し進める。

<内 容>

- 中小・中堅建設企業間の連携による多能工育成・活用計画の策定と実施を支援する「多能工化モデル事業」を実施
- 経営者が多能工化に取り組むための先進的取組事例等を示した手引きを作成し、中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発
- 中小・中堅建設企業同士の連携による経営効率化・事業承継等に関する相談窓口を設置、専門家によるセミナーやコンサルティングの実施
- 異業種の企業が連携し、スケールメリットの発揮や受注の安定化を図る取組（多能企業化）の後押し

